

自動車の保管場所証明申請・届出の手続案内

保管場所証明申請手続

- 保管場所証明申請手続が必要な場合（対象となるのは登録自動車です。）
 - 1 新規登録するとき ～ 新車を購入する場合
 - 2 変更登録するとき ～ 住所等を変更する場合（使用の本拠の位置の変更を伴うもの）
 - 3 移転登録するとき ～ 中古車の購入等、所有者を変更する場合（使用の本拠の位置の変更を伴うもの）
- 必要書類
 - 1 自動車保管場所証明申請書（2枚1綴り）
 - 2 保管場所の所在図・配置図
 - 3 保管場所使用権原疎明書面

※ 次のいずれかの書類1通を提出してください。

 - ① 自分の土地、建物を使用する場合 ～ 自認書
 - ② 他人の土地、駐車場等を使用する場合 ～ 保管場所使用承諾証明書、駐車場賃貸契約書の写し、写しがない場合は駐車場料金の領収書（継続的な契約であることが分かるもの）、住宅公団等の公法人が発行する確認証明書
- 手数料（大分県収入証紙 or キャッシュレス）

保管場所証明申請手数料 ～ 2,550円

保管場所届出手続

- 保管場所届出手続が必要な場合
 - 1 登録自動車の保管場所を変更したとき
 - 2 軽自動車の保管場所を変更したとき
 - 3 軽自動車の新車・中古車を購入したとき
 - 4 軽自動車の「使用の本拠」と「保管場所」の位置を、転居等の理由により適用地域外から適用地域内に変更したとき ※軽自動車の届出適用地域は、旧大分市、別府市のみです。
- 必要書類
 - 1 自動車保管場所届出書
 - 2 保管場所の所在図・配置図
 - 3 保管場所使用権原疎明書面 ※保管場所証明申請手続の書類と同じです。

その他

- 申請（問い合わせ）先
申請・届出する自動車の保管場所（車庫）を管轄する警察署交通課
- 申請書類
必要な書類のうち、申請書、届出書、所在図・配置図、自認書、使用承諾証明書は、各警察署交通課の窓口に備えあります（各地区自家用自動車協会にも備えています）。